



No. 426

2025年11月1日

発行 日本労働組合総連合会山口県連合会
〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館3F
TEL 083-932-1123 FAX 083-932-1131
Eメール: rengo-yamaguchi@rengo-y.com

発行人 中元直樹
編集人 倉重里加

広報 連合山口

<https://rengo-y.com>

平成7年5月22日第3種郵便物承認 毎月1日発行 購読料1部15円(組合費に含む)

2025政策・制度討論集会を開催



連合山口は、9月16日(火)セントコア山口にて「2025政策・制度討論集会」を開催しました。推薦県議・市町議をはじめ、各構成組織、地区会議、退職者連合から約50名が参加し、10月24日に予定されている「県知事への要請」に向けて、政策・制度の課題について活発な討議が行われました。

▶ 森本政策委員長



開会にあたり、森本政策委員長は「働くことを軸とする安心社会の実現に向け、労働条件の改善とともに、地域や企業が安心して暮らせる環境づくりを行政に求めていくことも連合の重要な使命である」と力強く挨拶しました。続いて、豊村副事務局長(政策担当)が「2025年度の対県要請に対する回答と評価」を報告し、各地区会議代表者からは「昨年度の対市要請の内容と回答について」の報告を受けました。

さらに、連合山口推薦県議(中嶋氏、小田村氏、酒本氏、大内



▲会場の様子

氏、氏原氏)からは、連合山口の各部会での取り組み報告や、政策アンケートの分析、要請先の選定理由、県議会での議論状況などが共有されました。

これを受けて、中元事務局長より、本年度の知事要請骨子案として、再生可能エネルギーの活用促進、中小企業支援、最低賃金引き上げ、異常気象への対応、自治体対策、防災・復興分野における女性参画、道路環境の整備、男性育児休業取得促進、自治体病院の再生、野犬対策、米不足への対応、地域農業の活性化など、12項目が提起されました。

全体討議では、防府市の石田市議から農業や地域課題につい

て、周南市の西尾市議からは地域交通の現状について、柳井市の藤沢市議および退職者連合の升田会長からは介護分野の現状や課題・考え方について、それぞれ要請内容を支持・補足する意見が寄せられました。また、柳井地区会議の西山代表からは、最低賃金の取り組みと税制改革に対する更なる強化を求める声が上がりました。

なお、「野犬への対策」については、周南市での先進的な取り組みを参考にしつつ、防府地区会議が中心となり、防府市長への要請を行う方針が示されました。

連合山口は、本集会で寄せられた貴重な意見をもとに要請内容を再度精査し、県政への反映をめざして知事要請を実施します。併せて、本年度も政策・制度の取り組みを着実に進めてまいります。今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

推薦県議の皆さん

▶ 中嶋県議



▶ 酒本県議



▶ 小田村県議



▶ 大内県議



▶ 氏原県議



もくじ

p1 2025政策・制度討論集会

p2 2026~2027年度運動方針(案)・過労死等防止啓発月間

p3 2025男女平等参画推進セミナー・全国一斉労働相談ホットライン・ワークルール検定に挑戦

p4 県央地協だより・労働相談事業

2026～2027年度運動方針(案)

連合山口は、9月26日(金)に開催した第6回執行委員会において「2026～2027年度運動方針(案)」を提起しました。この運動方針(案)は、10月31日(金)の第32回定期大会で審議されます。

重点分野 ① すべての働く仲間をまもり、つなぐための集団的労使関係の追求と、社会に広がりのある運動の推進

- 1) 多様な就労者を含めた集団的労使関係の構築・強化
- 2) 働く仲間をつなぎ支える取り組みの推進と新たな課題への対応
- 3) 「連合組織拡大プラン2030」と「7万人連合山口」の実現に向けた組織拡大・強化の取り組みの深化
- 4) 連合山口版プラットフォーム(笑顔と元気のプラットフォーム)を活用した中小企業・地域の活性化に向けた取り組み
- 5) 政策と運動の連動で、「理解・共感・参加」の好循環による社会に広がりある運動の推進

重点分野 ② 安心社会とディーセント・ワークをまもり、創り出す運動の推進

- 1) 社会保障・教育と税制の一体改革に向けた取り組み
- 2) 持続可能で包摂的な社会を実現するための経済・社会・環境課題の統合的解決に向けた取り組みの推進
- 3) すべての働く仲間のディーセント・ワーク実現に向けた雇用・労働政策の推進
- 4) 賃金・労働条件の向上と地域社会を支える中小企業の基盤強化

重点分野 ③ ジェンダー平等をはじめとして、一人ひとりが尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現

- 1) 真の多様性のある、やりがいを持って働くことのできる職場・社会の実現
- 2) 男女平等参画、ジェンダー平等の推進、女性活躍、均等待遇、仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)に向けた取り組み
- 3) 多様な相談への対応力向上を含む、「フェアワーク」推進の取り組み
- 4) 連合労働相談対応の強化に向けた取り組み

推進分野 ① 社会連帯を通じた平和、人権、社会貢献への取り組みと次世代への継承

- 1) 支え合い助け合い運動の推進
- 2) 平和運動の推進
- 3) 多様化する人権に関わる課題への対応
- 4) 自然災害への取り組み強化
- 5) メーデーの取り組み

推進分野 ② 健全な議会制民主主義と政策実現に向けた政治活動の推進

- 1) 政治活動の推進

推進分野 ③ ディーセント・ワークの実現に向けた国際労働運動の推進

- 1) 国際組織との連携

推進分野 ④ 人財の確保・育成と労働教育の推進

- 1) 連合運動を支える人財の確保と育成
- 2) 連合と関係する組織と連携した人財・知見の活用
- 3) 組織内外における幅広い労働教育の推進

運動分野を支える基盤強化

- 1) 持続可能な財政の確立に向けた取り組み
- 2) 地域の連合運動の活性化と構成組織との連携強化
- 3) 連合全体の組織力の強化とコミュニケーションの充実

はたらくのそばで、
ともに歩む



11月は過労死等防止啓発月間

実現しよう!
過労死等 **ゼロ**



休み方見直しの3つのポイント

「こころ」と「からだ」のバランスを整えるためには、豊かな生活時間の確保が重要です!



① 十分な休息時間

十分な睡眠時間と生活時間を確保しましょう。最低6時間以上の睡眠を取り、仕事から解放された生活時間の確保が大切です。

② 定期的な休日

長期の連続勤務は健康リスクを増大させます。「毎週最低1回の休日」を原則に、定期的な休日を確保することで疲労の蓄積を防ぎましょう。



③ 積極的な年休取得

年休奨励日の設定や時間単位・半日単位での取得など、企業と労働組合は取得を促すため制度・環境整備に取り組ましましょう。また労働者も積極的・計画的に休暇を取得しましょう。



2025男女平等参画推進セミナーを開催



▲会場の様子

連合山口ジェンダー平等推進会議は、9月27日(土)「2025男女平等参画推進セミナー」を開催し、構成組織、青年委員会、女性委員会から47名(会場32名、Web15名)が出席しました。

開会にあたり、ジェンダー平等推進会議の田村議長は「ジェンダー平等推進会議の中でどういったセミナーの内容にするか議論した結果、今年は介護をテーマに開催することとなった。今日においては高齢化が進む中で、

誰もが介護の問題は避けて通ることの出来ないテーマとなっている。今日のセミナーで得た知識を皆さんの職場の仲間にも広げていってほしい」と挨拶しました。

セミナーは、NPO法人「となりのかいご」代表の川内潤氏を講師に迎え「誰でもできる仕事と介護の両立」をテーマに講演を行いました。川内講師は「これから団塊の世代670万人が一気に介護認定を受ける時代に入る。

毎年10万人が介護離職をしている中で、男性だから介護しなくていい時代は終わっ



▲川内講師

ている」と述べ、「親孝行のために自分のキャリアをあきらめて介護に向かうということが良い介護ではなく、外部サービスなどに任せられることは任せ、家族としての役割を担うことに注力し、良好な関係を築くことが結局良い介護に繋がっている」と話されました。

参加者皆さんのアンケートでは「介護に関する視点から男女平等参画について考えたことがなかった」「これから親の介護が必要か否か考える必要があり、自身の将来と重ねて考える良い機会になった」「今後はこの経験を周囲にも伝えていきたい」など、たくさんの声が寄せられました。

連合・愛のカンパ贈呈式

連合山口は、10月20日(月)「愛のカンパ贈呈式」を行い、伊藤正則会長より「グリーンサポートやまぐち」京井和子代表と「地域もりあげ隊☆」杉本智子代表に、カンパ金の目録を手交しました。

贈呈を受け、京井代表

からは「3回目の助成をいただき。犯罪・事故・いじめなどの犠牲者が主役のアート展である『生命のメッセージ展』の開催や人材育成のために使わせていただきたい」、杉本代表からは「今回初めてご支援をいただくことになった。地域のお祭りで若い人や子供たちに浴衣の着付けを行うことで、伝統を身近に感じてもらい、地域を元気にしていきたい」と感謝の言葉をいただきました。最後に伊藤会長は「連合の社会的使命として、内部の取り組みだけではなく、より地域に開かれた活動を行うため、地場に根差して社会貢献活動を行っている方々に寄り添った活動を今後も続けていきたい」と述べました。



▲(左から)伊藤会長、杉本代表、京井代表

ワークルール検定に挑戦!

働きやすい職場を作るために、ワークルールの知識は欠かせません。スキマ時間でチャレンジしてください!

Q 次のうち、過労死の判断にあたって、業務と過労死の原因となる疾病の発症との関連性が強いとされる場合をすべて選びなさい。

1. 発症前6ヶ月から12か月の残業が、1か月あたり概ね50時間を超える場合
2. 発症前2ヶ月から6ヶ月の残業が、1か月あたり概ね80時間を超える場合
3. 発症前1か月の残業が概ね100時間を超える場合
4. 発症直前から前日に、異常な出来事があった場合

解答は4ページに記載しています。

地協便り

県央地域協議会から

県央地域協議会青年委員会 平和行動 in 大津島



回天記念館で研修



回天発射台

今年は、戦後・被爆80年の節目の年として、次世代へ戦争の実相を語り継ぐことを目的に、8月2日(土)に各地区の青年委員と事務局を含む11名で地協青年交流会として周南市の回天記念館を見学し平和体験と学習会を実施しました。参加者からは、「大人になって平和について学習し

たことがなかったので、とても貴重な経験をさせてもらいました」「こんな身近に平和について学習できる場所があることも知らなかった」など、様々な感想を聞くことができました。

グループワークでは、「明日からできる平和活動」として、各グループで話し合った内容を発

表し、各単組に持ち帰って仲間に広げていくことを全員で共有し、学習会を終了しました。

来年度も、引き続き青年委員会中心の平和行動を実施していきます。

— 県央地協：港事務局長 —

労働相談事案コーナー

【相談内容】

相談者：60代女性

現在、週4勤務で働いています。先週、勤務日であったにもかかわらず、会社側の都合で来なくていいと言われました。これは休業手当の対象になるのでしょうか。

また、これまで労働条件通知書もらったことはないのに、会社には確認欄に別人によって自分の署名がされた労働条件通知書が保管されています。



回答

休業手当の対象の件についてですが、会社側の都合で労働者を休ませる場合、雇用主には平均賃金の60%以上の休業手当の支払い義務が生じることになりますので、ご指摘の通り対象となります。(労基法26条)

労働条件通知書については、労働契約時の労働条件を明示している大切な書類となりますので、今からでも会社側に交付を求めてください。(会社側が交付をしない場合は、労基法15条違反となります) また、別人による署名の件については、事業所を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

ワークルール検定に挑戦! 解答

A

2、3、4

過労死の判断は「長時間の過重業務」、「短期間の過重業務」、「異常な出来事」のいずれかによる「業務による明らかな過重負荷」があったかどうかで行われます。長時間労働が常態化すると脳・心疾患が発症する危険性が高くなります。

働くみんなの連合サポート

ワーク
Wor-Q

"Q" Support System for All Workers by RENGO

アクセスは
こちら



[連合山口QRコード]



連合山口 検索

<https://rengo-y.com>

県央地域協議会

〒745-0045 周南市徳山港町1-1 旧周南市役所港町庁舎2階
TEL: 0834 (21) 0768 FAX: 0834 (21) 0290

東部地域協議会

〒740-0013 岩国市桂町2-6-1 こども館内
TEL: 0827 (22) 0160 FAX: 0827 (22) 0161

西部地域協議会

〒750-0001 下関市幸町8-16 下関市勤労福祉会館内
TEL: 083 (222) 0869 FAX: 083 (223) 9428

中部地域協議会

〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館3階
TEL: 083 (902) 1811 FAX: 083 (932) 1131